

育児・介護休業法が改正されました

～令和4年4月1日から段階的に施行～



出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。

令和4年4月

○ 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④メール等 のいずれか

○ 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

- 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

○ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月

○ 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

子の出生後8週間以内に最大2回に分けて4週間まで取得可能

○ 育児休業の分割取得(2回まで)が可能



令和5年4月

○ 常時労働者が1,000人を超える事業主に、育休取得状況を年1回公表義務付け

令和4年度 熊本市子育て支援優良企業 認定式を開催しました!

詳しくは厚生労働省
ホームページにて



令和5年2月9日(木)、熊本市役所にて「令和4年度 熊本市子育て支援優良企業認定式」を開催しました。

認定式には、令和4年度に初めて認定を受けた企業5社と特に優れた取組みを行った企業(表彰企業)として5社の計10社をお招きして、大西市長から認定証と表彰状の授与を行いました。

また企業を代表して、「株式会社えがお」様より、子育て支援に関する自社の取組内容のご紹介をいただきました。

今後も熊本市では、子育て支援優良企業認定の取組みを始め、子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を応援します!

